

刈谷市郵便入札事務取扱要領

(趣旨)

第1条 郵便による入札等(以下「郵便入札」という。)に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領について、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札等 本市が発注する工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結に係る指名競争入札及び随意契約
- (2) 契約担当者 刈谷市契約規則(昭和40年規則第10号)第2条第1号に規定する契約担当者をいう。
- (3) 入札書等 入札書、見積書又は入札等の通知で指定する書類
- (4) 各課等の長 刈谷市予算決算会計規則(平成2年規則第4号)第3条第2号に規定する各課等の長をいう。
- (5) 提出期限 指名競争入札通知書又は見積書徴収通知書に記載されている提出日時
- (6) 通常入札 刈谷市工事関係入札心得書に基づいて行う指名競争入札及び準用して行う随意契約

(郵便入札の実施対象)

第3条 入札等を実施するに当たり、各課等の長が通常入札又は郵便入札で行うかのいずれかの方法を判断する。

- 2 郵便入札の通知は、指名競争入札通知書又は見積書徴収通知書により契約担当者が行うものとする。

(入札書等の保管等)

第4条 各課等の長は、入札担当課等へ入札書等が提出されたときは、開札日時まで厳重に入札書等を保管しなければならない。ただし、郵送により提出されたときは、到達時に外封筒を開封して入札書等を封入した内封筒を確認した後に保管することとする。

(開札を延期する場合等の措置)

第5条 郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により必要があると認めるときは当該開札の延期、中止又は取消しをすることができる。

- 2 郵便入札の開札を延期する場合は、提出期限までに提出された入札書等を延期後の開札日時まで各課等の長において厳重に保管するものとする。

(入札等の結果の通知)

第6条 郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に落札決定の通知を行うものとする。

(その他)

第7条 その他この要領に定めのない事項について、入札等のうち、工事及び工事関係委託は刈谷市工事関係事務取扱要領、物品購入及び修繕は刈谷市物品購入等事務取扱要領、清掃委託は刈谷市清掃委託事務取扱要領によるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。